

にし阿波・新商品等開発支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町（以下、「にし阿波」という。）の地域産品（農産物、加工品等）を活用した新商品等の開発に取り組み、にし阿波地域の活性化につながる事業を促進するために、にし阿波・新商品等開発支援事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) にし阿波管内に主たる事業所を有する法人、団体及び個人、又は阿波池田商工会議所及びにし阿波管内の商工会の会員
- (2) 市町村税及び都道府県税において未納のない者
- (3) 助成金の交付を受ける者（法人及び団体にあたってはその構成員も含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の第二条第二号及び第六号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 事業に関して必要な許認可等を取得している者
- (5) 法令遵守上の問題を抱えていない者

(助成対象経費)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。

新商品又は新パッケージの開発に要する経費

- (1) 需用費（原材料、機器リースに要する経費等）
- (2) 委託料（業務委託料等）
- (3) 印刷製本費（新パッケージの作成に要する経費等）
- (4) 報償費（専門家への謝金等）
- (5) 宣伝広告費（試販時の広告宣伝に要する経費等）
- (6) その他（会長が特に必要と認めた経費）

(助成金の額)

第4条 この要綱による助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費の合計額の5分の4以内で、上限額は20万円とする。この場合において、助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、会長が指定する期日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算(見込)書
- (3) 助成金所要額調書
- (4) 審査結果通知の写し
- (5) 誓約書(様式第2号)
- (6) その他会長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 会長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付の決定をし、当該申請を行った者に対して、交付決定通知書により通知するものとする。

2 会長は、前項の交付決定をする場合において、助成金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(助成事業の変更)

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下、「助成事業者」という。)が、事業内容の変更(助成対象経費の区分ごとに配分された額についてその20パーセント以内の金額変更、助成目的及び事業能率に影響を及ぼすことがない事業計画の細部の変更を除く。)を行おうとする場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更(中止・廃止)計画書
- (2) 収支予算(見込)書
- (3) 助成金(変更)所要額調書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定額の変更)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、第6条の規定に準じて変更の交付決定を行い、その旨を交付決定変更通知書により当該申請を行った者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、助成事業者に助成事業の遂行の状況に関し、

報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は会長が指定する期日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条の報告があった場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、額の確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成事業者は、前条の助成金の額が確定したのち、助成金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第5号)により会長に請求しなければならない。

(助成金の支払等)

第13条 会長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を交付決定取消通知書により当該助成事業者へ通知するものとする。

3 会長は、第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該取消しの決定の日の翌日から起算して15日以内

に期限を定めて、その返還を命ずることができる。この場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該期限を延長できるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。